

●香川県選挙管理委員会告示第19号

平成25年3月10日執行の香川県議会議員補欠選挙（丸亀市選挙区）において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり定める。

平成25年3月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成25年3月1日